

石川県内の最低賃金

必ずチェック 最低賃金!
使用者も 労働者も

最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

○地域別最低賃金は、全ての労働者（パート、アルバイトを含む。）に適用されます。

○特定（産業別）最低賃金は、特定の産業の労働者に適用されます。

○派遣労働者は、派遣先事業場に適用される地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

○複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

地域別最低賃金

最低賃金の名称	時間額(円)	改正発効日
石川県最低賃金	674	21. 10. 10

特定（産業別）最低賃金（※）

	最低賃金の名称	時間額(円)	改正発効日	
1	石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金	713	21. 12. 31	
2	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	806	21. 12. 31	
3	石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	806	21. 12. 31	
4	石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	747	21. 12. 31	
5	石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	760	21. 12. 31	
		日額(円)	時間額(円)	
6	石川県洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業最低賃金	6,102	763	11. 12. 26
7	石川県洋食器・刃物・手道具・金物類、建設用・建築用金属製品、金属プレス製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業最低賃金	5,406	676	5. 12. 26

※適用業種の詳細及び適用除外労働者については、裏面の各番号をご覧ください。

☆最低賃金の時間額と月給を比較する場合は、月給額を1か月の平均所定労働時間で除してください。

☆最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的なものに限られます。具体的には、次の賃金は除外されます。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金



石川県労働局労働基準部賃金室（076-265-4425）
(URL: <http://www.roudou.go.jp/>)

特定（産業別）最低賃金の適用業種及び適用除外労働者

	適用業種（H19年11月改定日本標準産業分類による）	適用除外労働者
1	①綿紡績業 ②化学繊維紡績業 ③毛紡績業 ④その他の紡績業 ⑤染色整理業（織物整理業、織物手加工染色整理業を除く） ⑥綱製造業 ⑦漁網製造業 ⑧網地製造業（漁網を除く） ⑨上記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑩純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な活動が①から⑧に掲げる産業に分類されるものに限る。）	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染色・精練の準備、綱・網の製造又はその他の補助作業の業務に主として従事する者 ⑤賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主として従事する者
2	①金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く） ②ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 ③その他の金属製品製造業（打ちはく製造業を除く） ④ポンプ・圧縮機器製造業 ⑤一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く） ⑥その他のはん用機械・同部分品製造業 ⑦農業用トラクタ製造業 ⑧建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く） ⑨繊維機械製造業（工業用・家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く） ⑩生活関連産業用機械製造業 ⑪基礎素材産業用機械製造業 ⑫金属加工機械製造業 ⑬半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 ⑭その他の生産用機械・同部分品製造業 ⑮発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 ⑯産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く） ⑰上記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑱純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な活動が①から⑯に掲げる産業に分類されるものに限る。）	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く）に主として従事する者
3	①自動車・同附属品製造業 ②自転車・同部分品製造業 ③上記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ④純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な活動が①又は②に掲げる産業に分類されるものに限る。）	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く）に主として従事する者
4	①電子部品・デバイス・電子回路製造業 ②民生用電気機械器具製造業 ③電子応用装置製造業 ④情報通信機械器具製造業 ⑤上記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑥純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な活動が①から④に掲げる産業に分類されるものに限る。）	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰めの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く）に主として従事する者
5	①百貨店、総合スーパー ②上記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ③純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な活動が①に掲げる産業に分類されるものに限る。）	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	適用業種（H5年10月改定日本標準産業分類による）	適用除外労働者
6	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く）に主として従事する者
7	建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く）に主として従事する者